

平成 28 年 3 月 31 日

長崎県警察本部訓令第 20 号

最終改正令和 7 年 7 月 25 日 長崎県警察本部訓令第 19 号

長崎県警察職員の人事評価に関する訓令

(概要)

この訓令は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 23 条の 2 の規定に基づき、長崎県警察職員の人事評価について、必要な事項を定めるものである。

主な内容は次のとおり

- ・ 評価者等の指定
- ・ 人事評価の実施要領
- ・ 人事評価の期間 等